

1. 法人格の否認～最判昭 44.2.27【百選 3】

【論述例】

- 1 Xは、Y社に対して、本件店舗の明渡しを請求することが考えられるところ、その根拠は、Xの訴訟代理人弁護士であるBとAとの間で成立した、Aは昭和43年1月末日限りで本件店舗を明け渡すべき旨の裁判上の和解（以下「本件和解」という。）に求められる。しかし、上記のとおり、本件和解は、Xの訴訟代理人弁護士であるBとAとの間で成立したものであるから、Aとは別の法人格であるY社に対してはその効力が及ばず、Xの請求は認められないのが原則である。
- 2 もっとも、いわゆる法人格否認の法理により、Y社の法人格を否定して、本件和解の効力をY社に及ぼすことができないか。法人格否認の法理とは、法人たる会社の形式的独立性を貫くと正義・衡平に反する結果となる場合に、特定の事案に限って会社の独立性を否定し、会社とその社員を同一視する法理をいうところ、かかる法理の採否について、明文なく問題となる。
 - (1) およそ法人格の付与は、社会的に存在する団体について、その価値を評価してなされる立法政策によるものであって、これを権利主体として表現せしめるに値すると認めるときに、法的技術に基づいて行われるものである。したがって、法人格が全くの形骸にすぎない場合、又はそれが法律の適用を回避するために濫用されるが如き場合においては、法人格を認めることは、法人格なるものの本来の目的に照らして許すべからざるものというべきであり、法人格を否定すべきことが要請される場合を生じると解する。その根拠は、「信義…則」（民法1条2項）、又は「権利の濫用」（民法1条3項）に求められる。

具体的に、法人格が全くの形骸にすぎないか否かは、①業務活動混同の反復・継続、②会社と社員の義務・財産の全般的・継続的混同、③明確な帳簿記載・会計区分の欠如、④株主総会・取締役会の不開催等、強行法的組織規定の無視等の諸事情を総合的に考慮して、社員と会社の実質的・経済的な一体性が認められるか否かによって判断すべきである。

他方、法人格が法律の適用を回避するために濫用されているといえるためには、①背後者が会社を自己の意のままに道具として用い得る支配的地位にあって、法人格を利用している事実（支配の要件）に加え、②違法な目的という主観的要素（目的の要件）も必要となると解する。その際には、新旧会社の支配者・役員・従業員・事業内容・取引相手等の同一性、事業用資産の流用、事業や資産の譲渡対価の額や支払方法、新会社設立についての債権者との交渉の有無、新会社設立の目的などを考慮することになる。
 - (2) Y社は、Y社の代表取締役であるAが自らの経営する「電気屋」について節税のために設立したものであることからすると、Y社は会社形態を採るにせよ、その実体は背後に存するA個人に外ならないのであるから、Y社の法人格は、全くの形骸にすぎないといえる。

よって、Y社の法人格を否定して、本件和解の効力をY社に及ぼすことができる。

3 以上より、Xの請求は認められる。

注1) 本判例の事案において、Xは、本件店舗の明渡しまでの賃料相当額の支払いも請求しているが、上記の論述例では省略している。

注2) 法人格否認の法理に関しては、他の法律規定や契約の解釈により解決し得る場合にはまずそれに依拠すべきであるとの有力な批判がある（後藤元・本百選 11 頁）。この観点からは、商法 504 条本文（「商行為の代理人が本人のためにすることを示さないでこれをした場合であっても、その行為は、本人に対してその効力を生ずる。」）の適用による処理や、事実認定（本判例の第1審（東京地判昭 43.1.19）は、本件和解により、「A個人はもとより、Y社もその代表取締役Aを通じて本件店舗を昭和 43 年 1 月末日限り明け渡すべきことをXに対して約したものと認められる」としている。）による処理も考えられる。

注3) 法人格否認の法理に関しては、実体法上の効果と並んで、手続法上の効果として、既判力の拡張や執行力の拡張が認められるかも問題となる（後藤元・本百選 11 頁）。

本判決は、既判力の拡張について、「訴訟法上の既判力については…Aが店舗を明渡すべき旨の判決を受けたとしても、その判決の効力はY社には及ばない」として、これを否定している。本判例の調査官解説は、その理由として、「訴訟手続および強制執行手続には、制定法主義を基調とする手続の形式性・明確性という要請が存するのであって、判決の効力は、訴訟手続上当事者として扱われ、判決にその名宛人として表示された者およびこれと特定の関係のある法定の者にのみ及ぶと解するほかはな」いことを挙げる（野田宏・最判解民事篇昭和 44 年度（上）436 頁乃至 437 頁）。

また、最判昭 53.9.14 も、執行力の拡張について、「権利関係の公権的な確定及びその迅速確実な実現をはかるために手続の明確、安定を重んずる訴訟手続ないし強制執行手続においては、その手続の性格上訴外会社に対する判決の既判力及び執行力の範囲を上告会社にまで拡張することは許されない」として、これを否定している。

他方、最判平 17.7.15 は、法人格否認の法理と第三者異議の訴えとの関係については、「第三者異議の訴えは、債務名義の執行力が原告に及ばないことを異議事由として強制執行の排除を求めるものではなく、執行債務者に対して適法に開始された強制執行の目的物について原告が所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有するなど強制執行による侵害を受忍すべき地位にないことを異議事由として強制執行の排除を求めるものである。そうすると、第三者異議の訴えについて、法人格否認の法理の適用を排除すべき理由はなく、原告の法人格が執行債務者に対する強制執行を回避するために濫用されている

場合には、原告は、執行債務者と別個の法人格であることを主張して強制執行の不許を求めることは許されないというべきである」としている。